経済産業省

資料２

第１１回新事業創出ＷＧ
事務局説明資料①
（アクションプラン2018の進捗状況について）

平成３１年３月２９日

経済産業省　商務・サービスグループ

ヘルスケア産業課

次世代ヘルスケア産業協議会の全体像

- 「日本再興戦略」に基づき、平成25年12月に**「健康・医療戦略推進本部」の下に設置（事務局：経済産業省）**し、**内閣官房・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・スポーツ庁等の関係省庁連携の下**で、ヘルスケア産業の育成等に関する課題と解決策を検討。
- 平成30年4月に第7回を開催し、地域におけるヘルスケア産業の育成や健康経営の推進等に向けた具体策を示した**「アクションプラン2018」をとりまとめ、成長戦略等に検討内容を反映。**

○第１回会合
日時・場所：平成25年12月24日　官邸会議室
議題：**次世代ヘルスケア産業の創出・育成について**

○第２回会合
日時・場所：平成26年6月5日　官邸会議室
議題：**次世代ヘルスケア産業協議会中間とりまとめについて**

○第３回会合
日時・場所：平成26年11月26日　中央合同庁舎会議室
議題：**中間とりまとめ以降の進捗と今後の取組方針について**

○第４回会合
日時・場所：平成27年5月18日　中央合同庁舎会議室
議題：**アクションプラン２０１５のとりまとめ**

○第５回会合
日時・場所：平成28年4月22日　中央合同庁舎会議室
議題：**アクションプラン２０１６のとりまとめ**

○第６回会合
日時・場所：平成29年4月28日　中央合同庁舎会議室
議題：**アクションプラン２０１７のとりまとめ**

○第７回会合
日時・場所：平成30年4月18日　中央合同庁舎会議室
議題：**アクションプラン２０１８のとりまとめ**

地域に根ざしたヘルスケア産業の創出

- 地域において**人口減少と医療・介護費増大**が進む中、①高齢化に伴う地域の多様な健康ニーズの充足、②農業・観光等の地域産業やスポーツ関連産業等との連携による新産業創出、③産業創出に向けた基盤の整備を実施することより、**「経済活性化」と「あるべき医療費・介護費の実現」**につなげる。

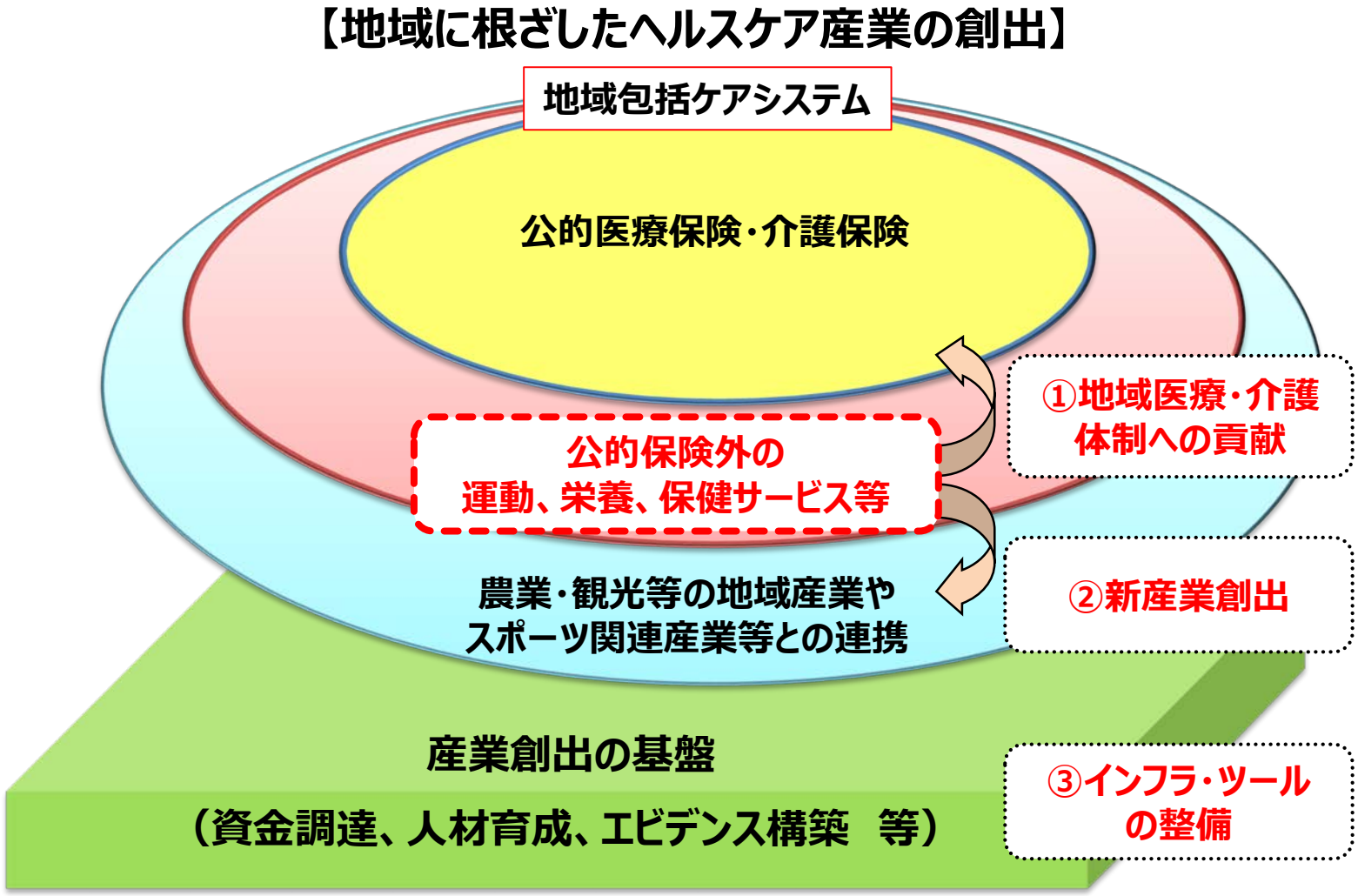

次世代ヘルスケア産業協議会 「アクションプラン2018」 の全体像

ヘルスケア産業政策の基本理念

誰もが人生を最期まで幸せに生ききることができる「生涯現役社会」を構築するため、これに貢献するヘルスケア産業を育成し、国民生活の向上につなげる。

生涯現役社会に向けた施策検討

○ 予防に関する取組を進めた場合のインパクトの試算を行い、その結果を踏まえ、日常生活等を構造的に変えるような取組（高齢者就労やまちづくり等）や、直接的なインパクトが大きいフレイル・認知症に対する予防に係る取組の方向性を検討
○ 公的医療・介護保険を支えるヘルスケア産業（公的保険外サービスの産業群）の実態把握及び健全かつ適切な将来像のあり方について検討

身体の壁（健康経営の推進）

環境整備

【健康経営の質の向上に資する施策の展開】
○「組織の活性化」に着目した調査項目の設定、女性特有の健康課題に対応した健康経営施策を進めていくための見直し
○ 健康経営施策における健康スコアリングの位置づけの検討

大企業

【健康経営銘柄の継続的実施と基準等の見直し等】
○「健康経営度調査」の回答データの開示等を通じ、企業業績と健康経営の関係性に係る研究や、健康経営の取組を経営的な成果として評価できるツールの開発促進
【日本健康会議等との連携による裾野の拡大】
○ 健康経営を実践する企業の見える化のため「500社公表」を継続

インフラ

【保険者への健康増進等を促進するインセンティブ制度の実施】
○後期高齢者支援金加算・減算制度について保険者の取組を幅広く評価するための総合的な指標の導入等

事業者の育成

中小企業

【認定制度（中小規模法人部門）の推進】
○ 自治体や商工会議所の健康経営顕彰制度との連携・支援

事業者の育成

【企業・保険者と民間サービスのマッチング】
○ 日本健康会議と連携し、データヘルス見本市等を実施
【複数の保険者が共同で実施する保健事業の推進】
○ 保健事業の再編を促すための共同実施モデルの整備等
【職域における運動習慣の構築】
○「FUN+WALK PROJECT」の官民連携での推進

価値観の壁（健康情報活用による行動変容）

健康情報

【健康・医療情報の統合的な活用による従業員の行動変容効果の実証研究】
○ IoT活用による糖尿病重症化予防の大規模臨床試験の実施継続に加えて、その他の生活習慣病やフレイル、介護、メンタルヘルスの予防等への適用可能性を新たに検討

選択肢の壁（新産業の創出・利活用の促進）

事業支援

【生涯現役社会の構築に向け重点的に取り組むべき分野の環境整備】
○ 生活習慣病、がん、フレイル・認知症等の一次・二次・三次予防に加えて、病気とともに生きる際の生活を支える選択肢を増やす取組の方向性を検討
○ 認知症に関する製品・サービスの効果検証を進めるとともに、社会実装を図るための官民連携の促進

事業環境整備

【ヘルスケア産業創出に向けた事業環境整備】
○ 地域版協議会アライアンスの設置
○ 国内外の関係者を集めた国際的なビジネスマッチングイベントの開催

【ソーシャル・インパクト・ボンドの導入促進】
○ 介護予防、認知症予防分野におけるSIBの導入の推進

【関係法令の適応関係の明確化】
○ グレーゾーン解消制度を活用し関係法令の適応関係の明確化

地域資源×健康

【食・農×健康】
○ 地域食品事業者と連携した、食関連ヘルスケアの推進

【観光×健康】
○「スマート・ライフ・ステイ」の普及啓発を促進
○ 地域関係者が連携したヘルスツーリズムの創出・活用促進

【スポーツ×健康】
○ 職域における運動習慣の構築やスポーツ文化ツーリズム等の推進

情報の壁（サービスや品質の見える化）

情報提供

【保険外サービスに係る情報提供による活用促進】
○ ケアマネジャー等がアクセスしやすい環境整備・健康経営を支援する事業者やヘルスケアサービスに係る情報の一元化

品質

【【評価の仕組みづくり】
○ ヘルスケアサービスの社会実装に向けた品質評価に関する環境整備

アクションプラン2018の進捗状況

地域版次世代ヘルスケア産業協議会と連携したヘルスケアビジネス創出支援

【基本的な考え方】切れ目なく健康サービスを提供できる仕組みの構築

- 地域において、①健康への気づき、②法定健診への誘導、③結果に関する医師による相談・助言、④リスクの大小に応じた対応（予防から医療行為まで）を**切れ目なく提供できる連携体制を整備し、一次・二次・三次予防の網を張り巡らせていく**ことが必要。

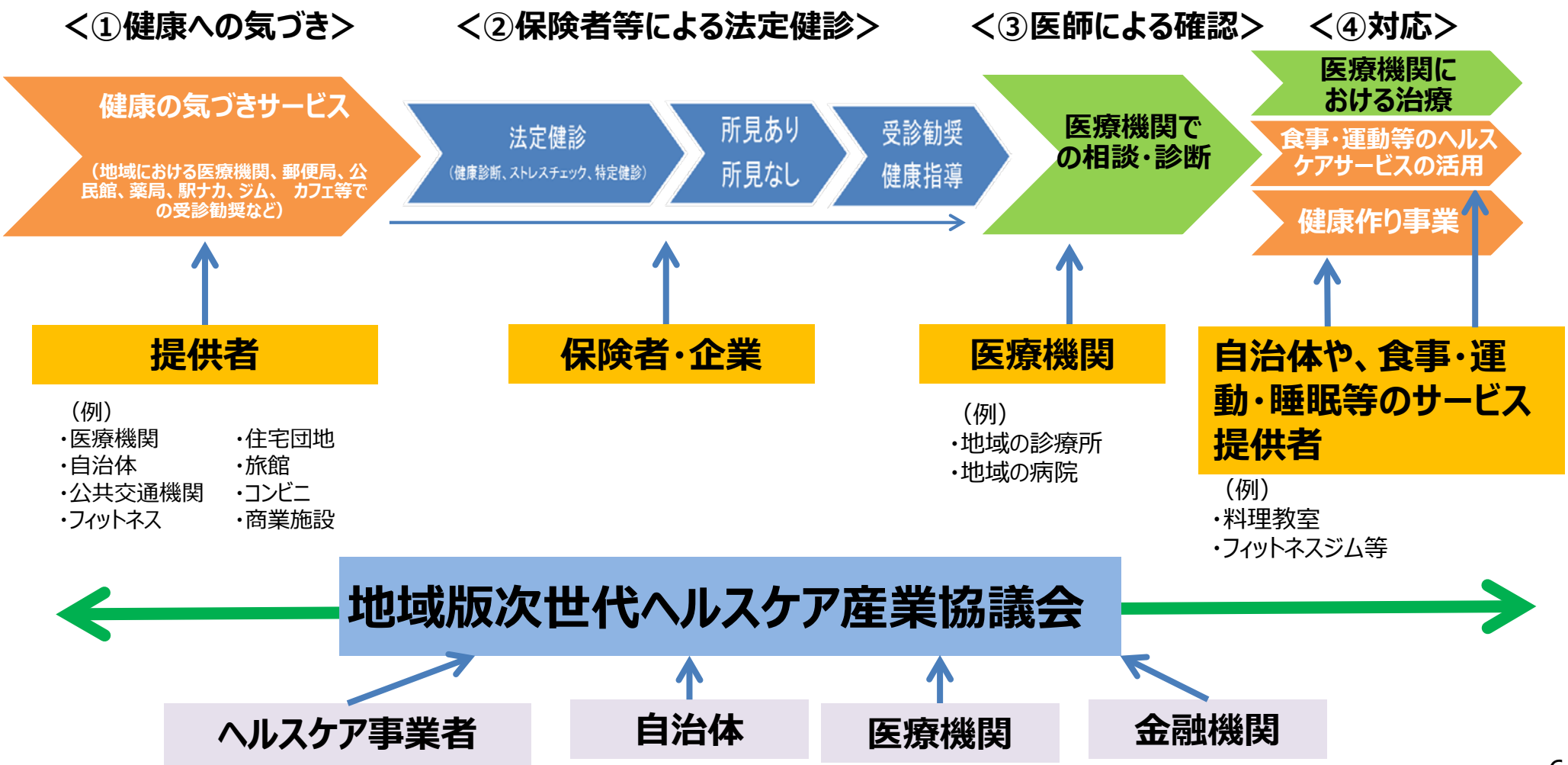

「地域版次世代ヘルスケア産業協議会」の設置の促進

- 地域の関係者（自治体、医療・介護機関、民間事業者等）の連携を促進し、地域ニーズを踏まえたヘルスケア産業の創出を後押しするため、**「地域版次世代ヘルスケア産業協議会」の設置の促進**を図っているところ。
- 地域版協議会は、**全国５ブロック、１７府県、２１市区町の合計４３か所で設置**されており、そのうち地域の医師会が関与する協議会は、**全国１ブロック、８府県、９市区**（平成３１年３月末時点）。

赤線(__)　：　現時点で、地域の医師会が関与している協議会

＜設置済み＞　都道府県

- ○青森県
- ○栃木県
- ○群馬県
- ○埼玉県
- ○神奈川県
- ○福井県
- ○長野県
- ○静岡県
- ○三重県
- ○大阪府
- ○兵庫県
- ○和歌山県
- ○島根県
- ○広島県
- ○徳島県
- ○長崎県
- ○熊本県

＜設置済み＞　市区町村

- ○盛岡市
- ○仙台市
- ○仙北市
- ○上山市
- ○大田区
- ○横浜市
- ○川崎市
- ○富山市
- ○松本市
- ○大府市・東浦町
- ○堺市
- ○高石市
- ○神戸市
- ○尼崎市
- ○岡山市
- ○松山市
- ○北九州市
- ○佐世保市
- ○合志市
- ○鹿児島市
- ○薩摩川内市

北海道ヘルスケア産業振興協議会

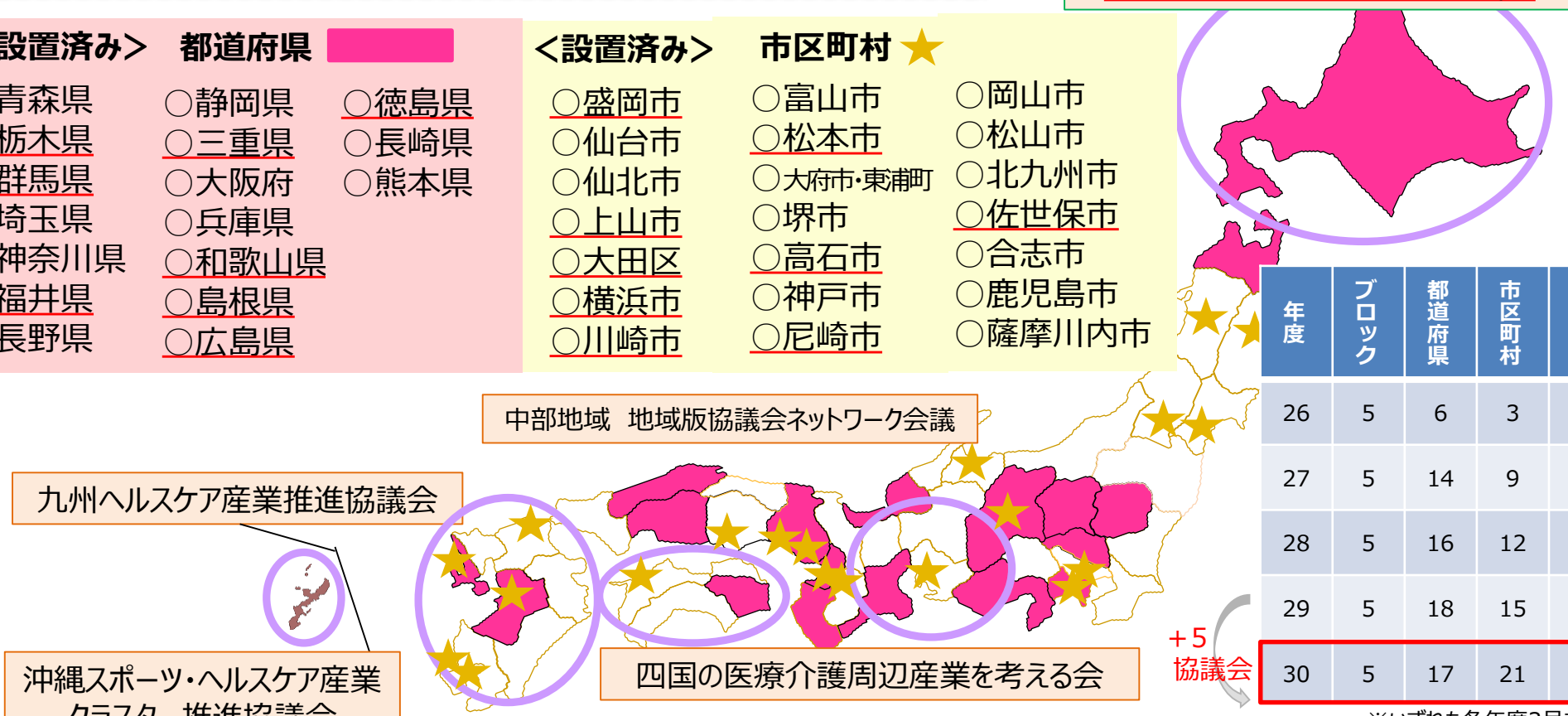

年度	ブロック	都道府県	市区町村	合計
26	5	6	3	14
27	5	14	9	28
28	5	16	12	33
29	5	18	15	38
30	5	17	21	43

＋5協議会

※いずれも各年度3月末

「第１回地域版協議会アライアンス会合」の開催

- 各地域版協議会と関係省庁が定期的に対話できる「地域版次世代ヘルスケア産業協議会アライアンス」を設置し、地域課題や解決策、その解決策に資する関係省庁の施策の共有等を図っていくことで、地域版協議会の機能が発揮できる環境の整備に取り組んでいく。
- 第１回会合を踏まえ、代表協議会等において本年３月に「提言書」が取りまとめられた。

第１回地域版協議会アライアンス会合の概要

開催日：平成３０年８月３日（金）

出席者：
- 地域版協議会　３１協議会
- 自治体　６自治体　※地域版協議会設置を検討中の自治体や、ヘルスケア分野に積極的な自治体の担当者
- 関係省庁　内閣官房、スポーツ庁、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、観光庁

内　容：東京大学橋本英樹教授による「予防投資試算モデル」の説明、省庁による施策説明、本年度アライアンス代表・副代表団体の選出、地域版協議会の取組内容及び政府等への要望に関するディスカッション

＜活動内容＞

○各協議会間の情報発信、情報交換（ヨコの情報共有）
各協議会や関係団体が開催するシンポジウム、マッチングイベント等の告知・募集、個別視察・意見交換

地域版協議会　地域版協議会　地域版協議会　地域版協議会

地域版協議会アライアンス

○関係省庁の政策,業界動向等情報（タテの情報共有）
・各協議会や会員団体に係る施策
・次年度政策・予算に係る情報
○先進地の視察や取組勉強会の開催

事務局

○政策提言（タテの連携）
・地域でのヘルスケア産業振興に向けた政策提言

【参考】「地域版次世代ヘルスケア産業協議会アライアンス」からの提言の概要①

- 地域版次世代ヘルスケア産業協議会アライアンスが、「地域におけるヘルスケア産業創出に向けた提言」を次世代ヘルスケア産業協議会事務局（経済産業省）に提出。
- 当該提言を踏まえて、「生涯現役社会の構築に向けたアクションプラン2019（案）」に提言内容を反映する。

【提言１】超高齢社会に対応する多様なサービス創出の推進

今後のヘルスケア産業育成の方向性として、**超高齢社会に対応する多様なサービスの創出をビジョンに掲げ、産業創出に向けた中長期的な支援**をいただきたい。

超高齢社会の課題に対応するサービスや製品の創出及び育成に向け、**資金、人材、情報、制度等の環境整備を更に推進いただき、地域の多様な事業者の参入と育成を支援**いただきたい。

【提言２】地域で関係者が連携して取り組むための働きかけの強化

国民への社会課題の啓発により、**需要の喚起や新規事業のヒントとなる課題認知を促すことが重要**である。そのためには**産業界と医療・介護・健康に関わる多様な団体との協力が必要不可欠**である。**ニーズや社会課題を適切に捉えた普及啓発やヘルスケアサービス開発に係る連携を行うことが重要**である。

地域の医療・介護・健康分野の関係者と円滑な連携を図れるよう一層の働きかけの強化が重要である。

（１）住民へのヘルスケア課題の啓発

・地域住民のヘルスリテラシーの向上や、事業者のヘルスケア課題に関する認知向上のための働きかけをお願いしたい。

（２）ニーズ発掘や共同実証による新たな事業シーズの開発

・ニーズ調査・発掘への協力や事業シーズを実証する際のデータやフィールドの提供について、各関係者に協力をいただけるよう働きかけをいただきたい。

・官民が協働してヘルスケアサービスの開発や提供を行うような仕組みについて検討いただきたい。

（３）地域企業に対する健康経営の普及啓発

・自治体をはじめ、保険者や医療・健康分野の専門家とともに健康経営の普及が進むよう制度的な整備を検討いただきたい。

【参考】「地域版次世代ヘルスケア産業協議会アライアンス」からの提言の概要②

【提言３】地域版協議会の活動効果を高めるための情報支援機能の強化

新しいヘルスケアビジネスの創出には、**地域事業者の育成や事業シーズを多様な技術、ノウハウ、知見と組み合わせることが重要**である。ヘルスケア事業者の育成や事業創出に必要な知見、ノウハウ、技術、有識者人材等の**情報を集約し、提供いただきたい**。

以下のような情報の集約やコーディネート機能の設置をお願いしたい。

（１）専門人材や有識者の情報

・分野ごとの研究者や事業支援人材の情報が一元的に提供されることで、専門人材や有識者へのアクセスが容易となれば、事業者の育成や個別事業の支援において、適切な人材とのコーディネート機会を得ることができる。

（２）地域の事業シーズや事業者の情報

・地域版協議会が地域事業者の事業創出・育成の段階にあわせて地域内外の事業者とのパートナーシップをコーディネートする際に全国の事業者やソリューション情報が集約されていれば、新たなビジネスマッチングが可能となる。

（３）資金調達や支援策に係る情報

・事業創出の過程で適切な資金調達を支援するため、民間ファンドや金融機関の他、政府や官民ファンド等の資金調達等に係る情報を一元的に提供いただきたい。

平成３０年度　地域におけるヘルスケアビジネス確立支援事業

- 地域版次世代ヘルスケア産業協議会等を活用し、地域において医療・介護関係者と地域事業者が連携してサービス提供を行うモデルの確立に向けた事業を実施。

現役世代　→　**アクティブシニア**

SASリスクプログラムの浸透による健康経営推進
（㈱インテグリティ・ヘルスケア）

睡眠時無呼吸症候群(SAS)のスクリーニング検査の後に、個別オンライン医療相談を加えることで疾患理解を促進し、受診行動につなげ、従業員の健康増進と企業経営のリスク低減に貢献。

個別相談により受診意欲の高まりがみられ、利用者の約半数がオンラインでの相談に好意的な反応を示した。

また、企業のリスク意識の違いにより相談実施率に差がみられ、事業化では企業へのリスク啓発も進める。検査のみならずSAS治療サポート事業も計画する。

元企業戦士(ベテランズ)を活用した、介護人材不足と介護離職対策事業
（㈱日本医療企画）

企業退職者に介護や生活援助に関する教育を提供して介護福祉事業者とマッチングを行うことで、介護現場の業務改善に資する人材供給と退職者自身の健康増進につなげる。

企業退職者向けの説明会・研修や受け入れ側の介護事業者向け講習等を実施し、退職者の興味関心を集め、満足度を高める教育コンテンツや、受け入れる介護事業者側の課題が整理された。また、保育等介護分野以外への人材活用の可能性も見出された。

【企業退職者向け養成研修】

【介護経営者・人事総務担当者向け講習】

地域スーパーを核とした地域包括ケアシステム構築を促進する健康ステーションサービス
（㈱ホクノー）

設置した地域の中核的なスーパー店舗内の健康ステーションにおいて、住民の健康意識・行動の改善やアクティブシニアの就労機会創出によって、地域包括ケアシステムに寄与する仕組みを構築。

本年度は健康手帳を活用した健康管理サービスの提供やシニア男性向け講座等を実施し、今後は健康ステーションへ視察に来た地方自治体や企業への横展開を進める。

【ホクノー健康手帳】

【シニア男性向け企画コーディネーター育成講座】

平成30年度　地域の実情に応じたビジネスモデル確立支援事業一覧

- 平成３０年度は、地域の実情に応じたビジネスモデルの確立支援を目的に１４件の事業を採択。事業総額の一定割合（事業総額上限3,000万円程度、補助率２／３又は補助率１／２ ）を補助する支援を実施。

実施地域	代表団体	事業名
札幌市（厚別区もみじ台エリア）	株式会社ホクノー	地域スーパーを核とした地域包括ケアシステムの構築を促進する健康ステーションサービス
北海道、仙台、東京、名古屋、大阪等	アグリマス株式会社	大森地区における医師会との協業による認知症の早期発見と重症化予防プロジェクトの全国実装事業
神奈川県	株式会社日本医療企画	元企業戦士(ベテランズ)を活用した、介護人材不足と介護離職対策事業
神奈川県横浜市	株式会社相鉄アーバンクリエイツ	横浜の産官学が連携して取り組む健康経営普及促進プログラム
神奈川県藤沢市	社会福祉法人伸こう福祉会	仕事でイキイキ高齢者健康寿命延伸事業
静岡県	一般社団法人日本医食促進協会	シニア層のメディシェフ育成と、食制限対応型の食事会「メディシェフダイニング」の運営による食の喜び・学びの場創出と社会参加の促進～シニアの健康づくり＆いきがい創出支援～
兵庫県神戸市	ライオン株式会社	睡眠改善による健康増進と労働生産性の向上を目的とするBtoBtoC事業
島根県雲南市	Community Nurse Company株式会社	コミュニティナースの育成・支援を通した健康的なまちづくり推進事業
九州地方・中国地方・関東地方	芙蓉開発株式会社	介護医療院向けＩＣＴ健康管理システム推進事業
福岡県北九州市	株式会社サンキュードラッグ	ドラッグストアを起点とした健康無関心層へのアプローチと就労機会創出によるフレイル対策
福岡市を中心とした九州一帯	株式会社インテグリティ・ヘルスケア	SASリスクプログラムの浸透による健康経営推進
福岡市及びその周辺	リーフラス株式会社	楽しく継続できる！公的保険に頼らない出張型地域包括システム活性化事業
福岡県みやま市	みやまパワーHD株式会社	地域エネルギー会社による健康経営を通じた健康まちづくり
鹿児島県鹿児島市	公益社団法人鹿児島共済会南風病院	生涯現役SEGODON育成推進事業

ヘルスケアサービスの品質評価と流通のあり方

ヘルスケア産業（公的保険外サービスの産業群）の市場規模（推計）

- ヘルスケア産業（公的保険を支える公的保険外サービスの産業群）の全体像を整理した上で、民間調査会社等が既に試算している各産業分野の市場規模を集計し、現状及び将来の市場規模を推計。2016年は約25兆円、2025年には約33兆円になると推計された。
- 予防・進行抑制・共生型の健康・医療システムには、公的保険サービスと公的保険外サービスの連携が重要。

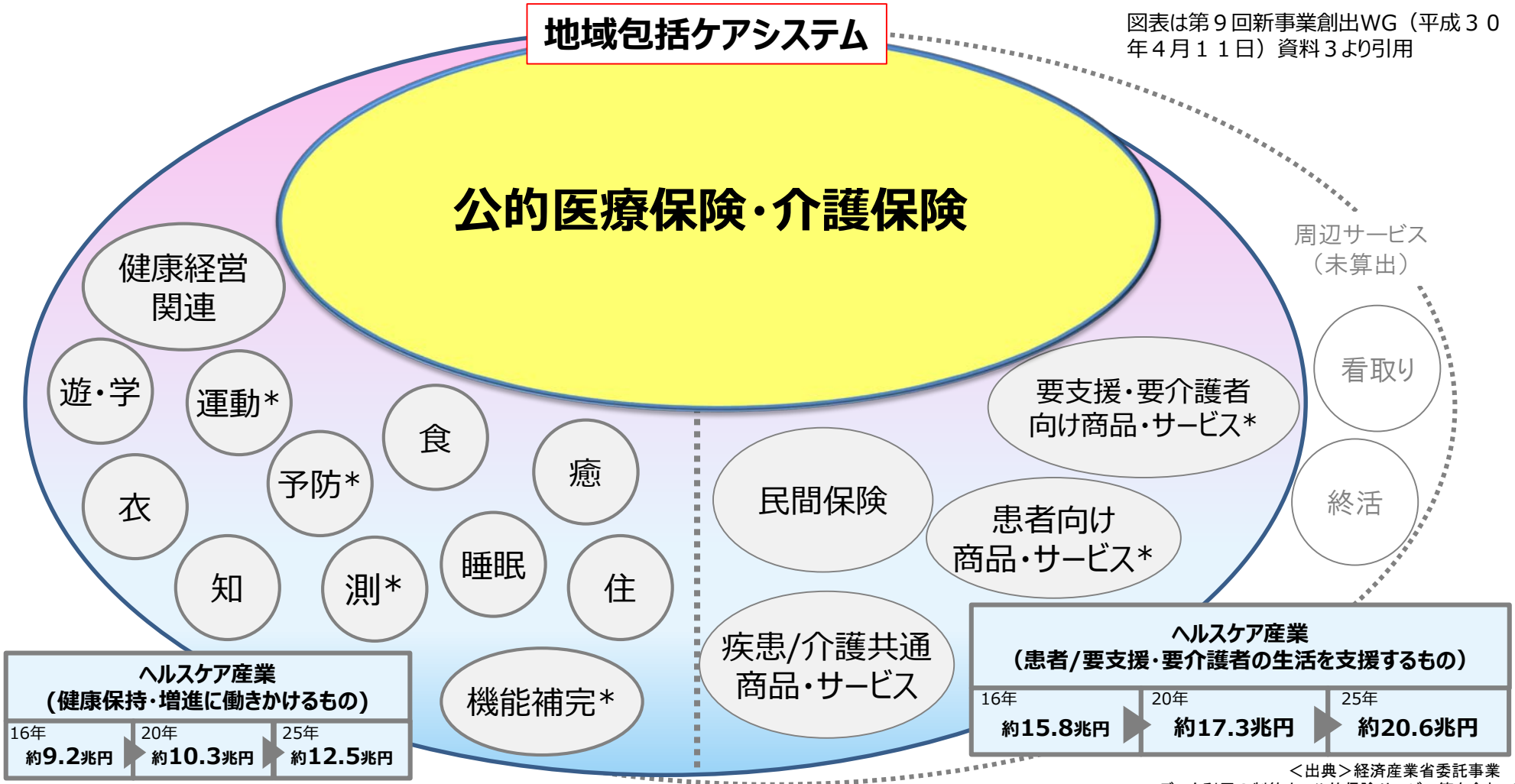

図表は第９回新事業創出WG（平成３０年４月１１日）資料３より引用

＜出典＞経済産業省委託事業
*データ利用の制約上、公的保険サービス等を含む
※今後、ヘルスケア産業政策の動向等を踏まえ、随時見直しを行っていく

「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方（案）」の位置づけ

- 「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方（案）」は、ヘルスケアサービスを提供する事業者が属する業界団体が自主的に策定するガイドライン等に対してあり方を示すもの。
- 業界自主ガイドラインに基づき一定の品質が確保されたヘルスケア事業者が、仲介者に選択されやすくなる環境の整備を目指す。

ヘルスケアサービスの流通構造のイメージ

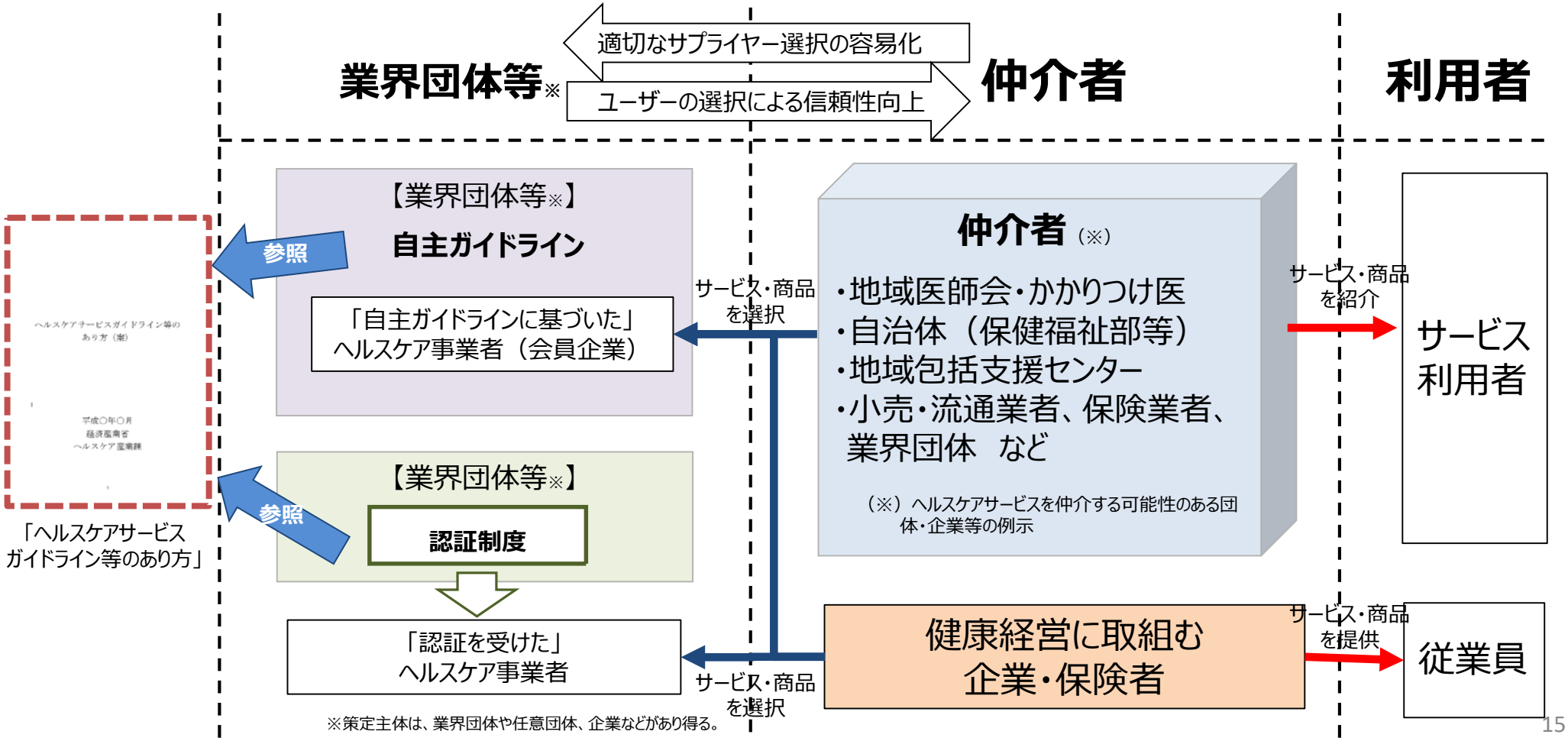

「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方（案）」＜概要＞

● 「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方（案）」は、ヘルスケアサービス事業者が属する業界団体が策定する「業界自主ガイドライン」に対して、そのあり方を示すもの。

■指針の概要：
- ✓ 指針の背景：①業界団体と仲介者との間（いわゆるB-B）における望ましい流通構造の構築
  ②ヘルスケアサービスの品質評価の仕組みの構築
- ✓ 指針の対象：業界団体が策定する業界自主ガイドライン等
- ✓ 指針の内容：業界団体が業界自主ガイドラインを策定・改定する際に踏まえるべき観点をまとめたもの

◆業界自主ガイドライン策定において踏まえるべき3つの観点

透明性…指針５．(ア)

- 透明で中立的な場における議論等を経て、策定及び公表されるべき
- 社会的責任に関わる情報（倫理規程や利益相反規程等）の策定や開示を求めるべき

客観性…指針５．(イ)

- 事業者が自身のヘルスケアサービスによる健康の保持増進や介護予防の効果（安全性に関するものも含む。）を関係法令等を遵守した上で提示する場合は、その効果の裏付けとなる根拠を開示する体制の整備を求めるべき
- 根拠については、用語の定義や情報源、対象者、測定方法等を明確に示すことで、健康の保持増進や介護予防の効果の信頼性を確保することを求めるべき

継続性…指針５．(ウ)

- 継続性を示すため、人的資源や財務基盤がどの程度用意されているのかを示すことを求めるべき
- サービスの提供を中止する場合に備え、当該サービスの補償や事業者における対応等を事業者が利用者と契約締結前に明らかにすることを求めるべき

◆健康寿命の延伸に資する基本的な考え方

・ヘルスケアサービスが健康寿命の延伸に寄与するという妥当性を仲介者や利用者に示す上で、その前提となる「健康寿命の延伸に資する基本的な考え方」を例示

考え方の例：①病状遷移のフロー図 ②健康日本21（第2次）概念図、栄養・運動・こころの健康・高齢者の健康の目標設定の考え方
③認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供（新オレンジプラン） ④高齢者の保健事業の目標設定の考え方（高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン） 等

・「健康寿命の延伸に資する基本的な考え方」を踏まえたヘルスケアサービスの活用が促進され、健全なヘルスケア産業の発展に資することを期待

ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方（案）の概要

- 「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方（案）」は、前回WGのご意見等を踏まえ意見公募手続きを実施。その後、意見公募手続きでいただいたご意見を踏まえた最終案を取りまとめ。
- 本WGのご議論を踏まえ「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」を取りまとめたい。

【ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方（案）の概要①】

１．目的

経済産業省では、業界ごとにヘルスケアサービスに係る自主的な品質評価の基準の策定等を促しつつ、継続的なヘルスケアサービスの品質評価を可能とする環境整備を図るため、ヘルスケアサービスを提供する業界団体等が策定するガイドラインや認証制度のあり方を提示することを目的に「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」を策定。

２．ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方（案）の位置づけ

ヘルスケアサービスは、ヘルスケアサービス事業者（以下「事業者」という。）が利用者に直接サービスを提供する場合（いわゆるB-C）と、例えば、地域包括ケアシステム関係団体や関係事業者、企業、健康経営に取り組む企業等（以下「仲介者」という。）を介して事業者のヘルスケアサービスが利用者に提供される場合（いわゆるB-B-C）があるが、特に、業界団体や事業者と仲介者との間（いわゆるB-B）における望ましい流通構造の構築が必要である。

本指針は事業者が所属する業界団体が業界自主ガイドラインを策定する際に踏まえるべきものである。

３．定義

本指針において「ヘルスケアサービス」とは、健康の保持及び増進、介護予防や自立支援を通じた健康寿命の延伸に資する商品の生産若しくは販売又は役務をいう。（ただし、個別法による許認可等が必要な商品や役務等を除く。）

また、「業界団体」とは、二以上の事業者若しくは団体より構成される団体であり、業界自主ガイドラインの策定主体となる。

４．業界自主ガイドライン及び業界団体に求めること

本指針を踏まえて策定された業界自主ガイドラインは、仲介者が事業者を選択する際の判断の指針になるべきものである。

業界団体においては、業界自主ガイドラインの策定等を議論する透明で中立的な場において、本指針で示した観点に加え、業界自主ガイドラインの趣旨や目的、ヘルスケアサービスの特性に応じたヘルスケアサービスの要件の具体化や詳細化等を議論し、業界自主ガイドラインに位置付けることが必要である。

また、業界団体は、事業者が提供するヘルスケアサービスの種類や事業者の財政的な基盤等を踏まえつつ、事業者に対し、質の高いデータに基づいた健康の保持増進や介護予防の効果の設定や検証を求めていく姿勢を示すことも重要である。

ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方（案）の概要（続き）

【ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方（案）の概要②】

５．業界自主ガイドラインの望ましいあり方

業界自主ガイドライン等は対象とするヘルスケアサービスの特性に応じ、以下の3つの観点を踏まえ策定されるべきである。

なお、ヘルスケアサービスを提供する事業者が、利用者の身体の安全の確保や利用者の利益を保護するため、関係法令を遵守することは当然の前提である。

また、業界自主ガイドラインでは、当該業界自主ガイドラインの対象となる事業者が特に留意する必要のある関係法令やその解説はもとより、ヘルスケアサービスの前提となる健康寿命の延伸に資する基本的な考え方や安全性と効果の解説に関する従業員教育の徹底を行い、仲介者や利用者からの信頼の確保に寄与するよう配慮されるべきである。

（ア）透明性

①業界自主ガイドラインは、以下に示す事項を踏まえ策定及び公表されるべきである。

1) 透明で中立的な場における議論（業界団体ホームページ等での資料及び議論の経緯及び関係資料の開示が望ましい）を経て策定されるべきである.

2)業界団体以外に広く意見を聴取する仕組み等を用い、仲介者や利用者の視点を踏まえた議論を行うべきである。

3)策定された業界自主ガイドラインは、業界団体ホームページ等で公表されるべきである。

②業界自主ガイドラインでは、必要に応じ事業者に対し、社会的責任に関わる情報（倫理規程や利益相反規程、プライバシーポリシー並びにそれらの管理体制等）の策定や開示を求めるべきである。

（イ）客観性

事業者が自身のヘルスケアサービスによる健康の保持増進や介護予防の効果を関係法令等を遵守した上で提示する場合において、仲介者や利用者より、その効果の裏付けとなる根拠を問われた場合に備え、当該根拠を開示する体制の整備を求めるべきである。

また、根拠等の開示においては、用語の定義や情報源（一次情報、二次情報）、対象者（属性、人数）、測定方法（実施時期やデータ取得方法等）等を明確に示すことで効果等の信頼性を確保することを求めるべきである。

（ウ）継続性

業界自主ガイドラインでは、事業者がヘルスケアサービスを継続して提供することが可能であることを明らかにするため、人的資源や財務基盤がどの程度用意されているのかを示すことを求めるべきである。

また、仮に事業者がヘルスケアサービスの提供を中止する場合に備え、当該サービスの補償や事業者における対応等を事業者が利用者と契約締結前に明らかにすることを求めるべきである。

認知症予防・共生の官民プラットフォームの構築

平成30年度
国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）事業

情報登録サイト登録者

- 2018年10月30日、AMED（国立研究開発法人日本医療研究開発機構）事業である認知症官民連携実証プラットフォームプロジェクトの一環で、情報登録サイトを開設。
- **計113機関（複数領域への回答も含めると計131件）**の登録。（2019年2月現在）
  2019年3月22日で一度登録は〆切、2019年度以降再度受付をする方向で調整中。

※下記表中、（ ）内の例は、非制限公開情報を登録した機関

領域	登録状況
様式１： スクリーニング ＜33件＞ ※うち非公開　３件	民間企業・大学等 （例：NEC、大日本印刷、大阪大学大学院人間科学研究科、 （公財）神戸医療産業都市推進機構、Splink　等）
様式２： ソリューション（進行抑制） ＜60件＞ ※うち非公開　６件	民間企業等 （例：エーザイ、SOMPO、ルネサンス、ネスレ、読売新聞、朝日新聞、大日本印刷、NeU、沖電気、メディカルケアサービス　等）
様式３： ソリューション（共生） ＜19件＞ ※うち非公開　２件	民間企業等 （例：メディヴァ、東京海上日動、エクサウィザーズ　等）
様式４： フィールド ＜19件＞ ※うち非公開　3件	自治体・介護施設等 （例：川崎市、高石市　等）

※一部提出後、調整中の機関も含む

企業、自治体等の連携促進　～情報登録機関マッチングイベントの実施～

- 社会実装の加速化に向けては、意欲的な企業等が相互に連携することが重要。
- 3月2日に、厚生労働省にも参加いただき、AMEDホームページに情報登録いただいた関係機関間の情報共有及びマッチングに関するイベントを実施した。
  （日時：３月２日（土）１４時～１７時、場所：イイノホール）
- 約６０機関が出席。

スケジュール

14:00～15:00	本会の趣旨、政府の取組、今後の方向性	経産省、厚労省（老健局）、AMED ラウンドテーブル有識者（日本医療政策機構黒川代表理事）
15:00～16:00	各機関の取組紹介	各機関からショートプレゼンを実施
16:00～17:00	マッチング・意見交換	自由に意見交換会を実施

主な参加機関

スクリーニング（早期発見・検査）	島津製作所、パナソニック、京都府立大学　等
ソリューション（リスク低減・進行抑制）	エーザイ、SOMPO、ルネサンス、NeU　等
ソリューション（自立支援・社会受容）	MEDIVA、東京大学、東京海上日動ベターライフサービス　等
フィールド	ベネッセスタイルケア、山口県、愛知県大府市　等

認知症グローバルラウンドテーブルの実施

- 早期予防や生活支援に関する新たな認知症ソリューションの開発・普及に向けては、官民連携に関する国際的な動向の情報共有・情報発信の場が必要。
- イギリス・フィンランド・アメリカ・シンガポールをはじめとした海外有識者を招聘し、取組や課題を共有し、今後の方向性について議論するグローバルラウンドテーブルを開催。
（日時：３月２０日（水）１０時～１８時半、場所：フクラシア丸の内オアゾ）

スケジュール概要

10:00～12:00	オープニング 各国の取組紹介	経産省・AMED等からの挨拶 イギリス・フィンランド・アメリカ等　各国取組紹介
12:45～13:45	国際連携	WDC（World Dementia Council）、WHO、第四次産業革命日本センター等
13:45～15:00	早期発見・早期予防	ADNI、A4study、エーザイ、島津製作所　等
15:15～16:15	ライフサポート（共生）	スターリング大、東大、MEDIVA、SOMPO、エクサウィザーズ　等
16:15～17:30	ディスカッション	参加有識者、当事者団体、日本医師会、AMED　等
17:30～18:30	レセプション・ネットワーキング	日本医師会、健康・医療戦略室　等

主な参加者

有識者	東京大学　岩坪教授、日本医療政策機構　黒川代表理事、認知症の人と家族の会　鈴木代表理事、東京大学　秋山先生、日本医師会　今村副会長
AMED情報登録機関	エーザイ、島津製作所、SOMPO、MEDIVA、エクサウィザーズ、マネーフォワード等
政府	AMED、厚労省、内閣官房健康・医療戦略室、経産省
その他	日本医療政策機構、第四次産業革命日本センター、大使館関係者　等

【参考】認知症施策の政府での推進体制

- 認知症に係る諸問題について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって総合的な対策を推進するため認知症施策推進関係閣僚会議の設置をはじめ、横断的かつ実質的な推進体制を構築。

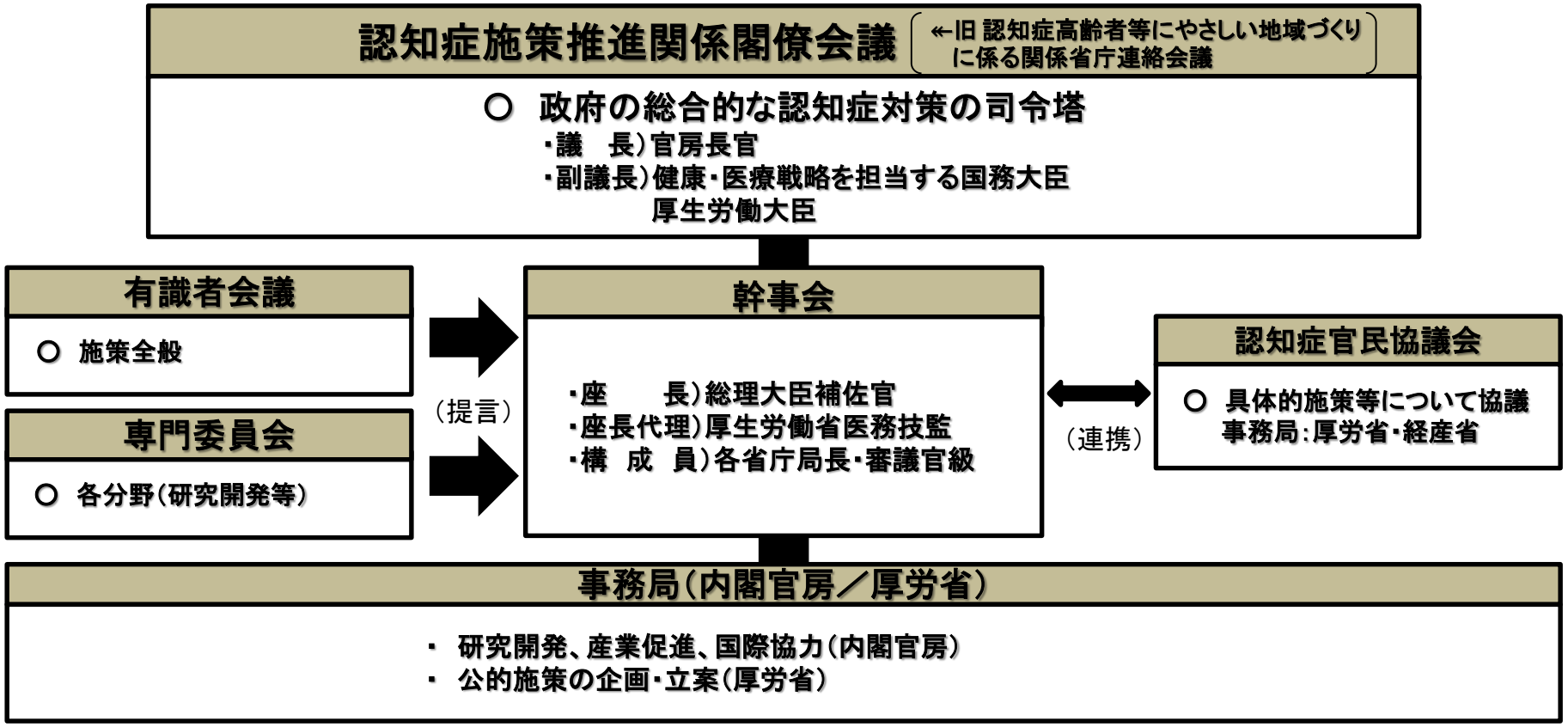

平成31年度認知症対策イノベーション実証基盤整備事業

実証の方向性

- 認知症分野ではリスク低減・進行抑制や自立支援・社会受容についてニーズが高まっており、一部の事業者が関連のサービスや製品を提供する中で、製品・サービスの効果について事業者等が独自に実証結果・エビデンスを提示しているが、**評価指標（認知機能検査、脳画像等）や評価手法（対象者、介入期間等）がばらばらな状況で、効果の比較が難しい**状況である。
- そのため、本事業を通じて、**個別の介入手法の効果の統計的有意性を確認するための評価指標・手法（メソドロジー）**について、**科学的に適切で、非医療関係者でも広く活用可能なレベルで立証されたものの確立を目指す**。

＜参考＞プロジェクトイメージ

- 代表研究者を中核とした研究コンソーシアムで実施（アカデミア・民間企業・医療介護関係者・自治体等）。**テーマごとに研究コンソーシアムにおいてラウンドテーブルを開催**し、民間による実証結果やアカデミアの研究成果を収集し、**評価手法の確立を目指す**。その際、必要に応じてフィールドを設定し、国が被験者のリクルート等に関与することで、各社による**集中的な実証**を促す。

AMED　平成31年度「認知症対策官民イノベーション実証基盤整備事業」に係る公募について

	分野等、公募研究開発課題	研究開発費の規模（間接経費を含まず）	研究開発実施予定期間	新規採択課題予定数
1	認知症発症の早期発見・検知に資する技術・製品の最適化・検証	1課題あたり年間上限20,000千円程度	最長3年度※2019年度～2021年度	0～2課題程度
2	加齢性変化等に伴う認知機能低下の抑制を目指した介入法の研究	1課題あたり年間上限250,000千円程度	最長3年度※2019年度～2021年度	0～2課題程度
3	認知症を有する人を対象としたケア技術の検証等	1課題あたり年間上限10,000千円程度	最長3年度※2019年度～2021年度	0～3課題程度
4	認知症に関する非薬物介入法の研究開発におけるデータマネジメント体制の構築	1課題あたり年間上限40,000千円程度	最長3年度※2019年度～2021年度	0～2課題程度

◆　公募期間　　平成31年1月29日（火）　～ 平成31年3月7日（木）

※公募は終了し、審査中（平成31年3月末現在）

体制のイメージ

- 研究機関（代表研究者）をハブとしたコンソーシアムにて、3年間の実証事業により、評価指標・手法の確立を目指す。
- また、当該研究開発費以外の資金を活用したサブスタディの実施も含む。

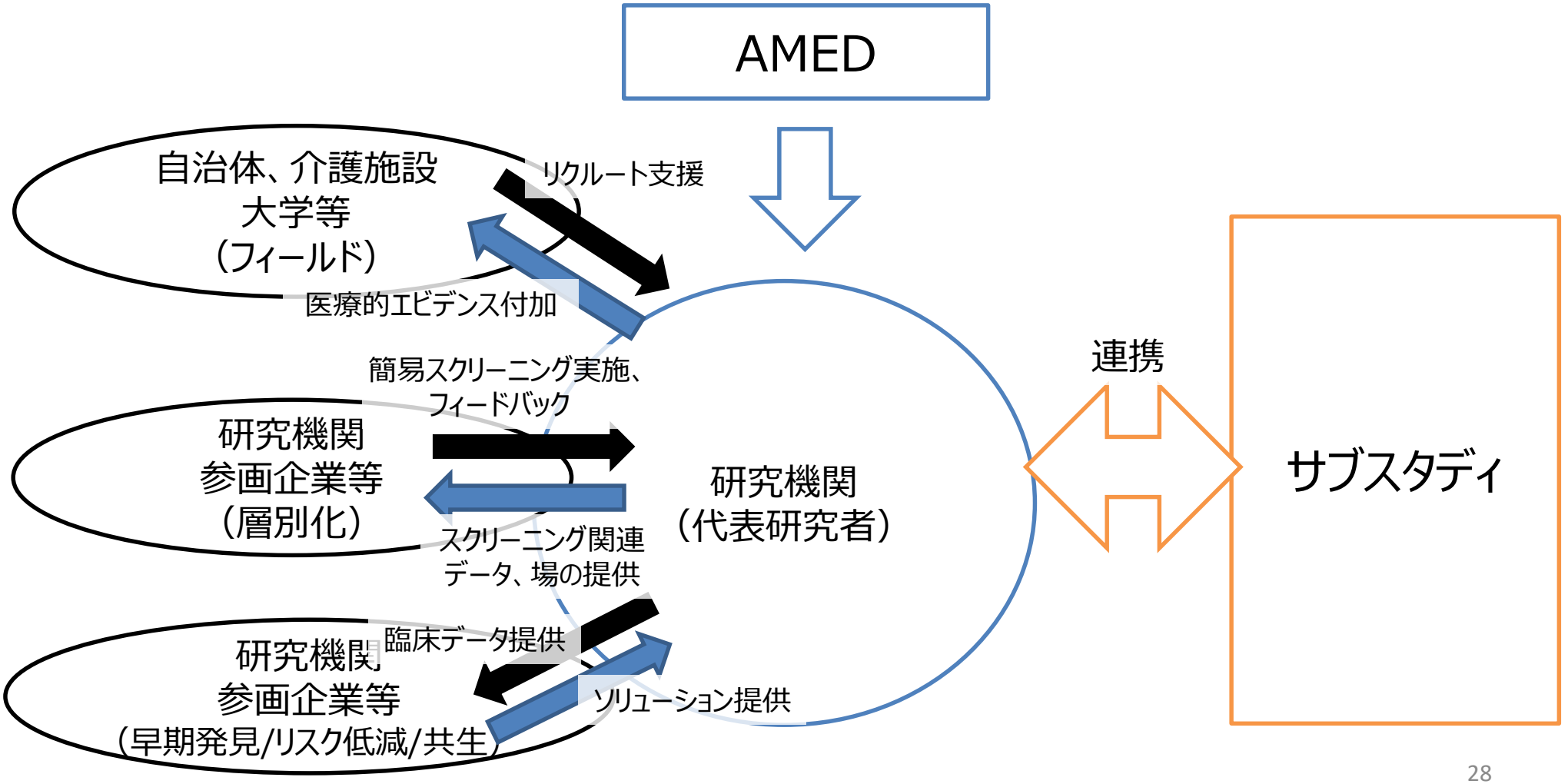

新事業創出に関するその他の取組

「ジャパン・ヘルスケアビジネスコンテスト2019」概要

Japan Healthcare Business Contest

- ４回目となる「ジャパン・ヘルスケアビジネスコンテスト2019」を2019年1月30日に開催。
- ベンチャー企業を支援するVCや事業会社などの『サポート団体』や『連携イベント』を募集し、ベンチャーエコシステムにつながるネットワーク構築を図った。（107のサポート団体、22の連携イベント）
- 例年のビジネスコンテストに加えて、**アイデアコンテスト**を新設。ヘルスケアビジネスへ参入するプレイヤーの裾野を広げる取組を行った。

■名称：Japan Healthcare Business Contest 2019（略称：JHeC2019）
■日時：2019年1月30日（水）
■会場：東京ミッドタウン日比谷　BASE　Q（東京都千代田区有楽町1-1-2）
■構成：ビジネスコンテスト部門（７社）、アイデアコンテスト部門（３名）
■主催：経済産業省
■協力：厚生労働省、㈱INCJ、㈱海外需要開拓支援機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、㈱地域経済活性化支援機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、一般社団法人日本医療ベンチャー協会、㈱日本政策投資銀行、独立行政法人日本貿易振興機構

JHeC2019グランプリ カケハシ中尾社長のプレゼンテーション

JHeC2019展示ブースの様子

JHeC2019グランプリ決定後のフォトセッション

「ジャパン・ヘルスケアビジネスコンテスト2019」 ファイナリスト

Japan Healthcare Business Contest

1. アイデアコンテスト部門

嚥下障害リハビリの質を高める誤嚥検出センサーデバイスおよびアプリケーションの開発	原陽介	東北大学
アート＆デザインからワクワクできるヘルスケアをつくろう	丸山亜由美	トリプル・リガーズ合同会社
緑内障視野欠損簡易発見VR	木野瀬友人	デジタルハリウッド大学院

2. ビジネスコンテスト部門

医師同士のオンライン医療相談サービス『AntaaQA』	中山俊	アンター株式会社
唯一無二のハイブリッド式睡眠改善プログラム	小林孝徳	株式会社ニューロスペース
人工知能と介護サービス情報プラットフォームを融合したケアマネジメントシステム開発事業	鹿野佑介	株式会社ウェルモ
自宅でできる！遠隔管理型心臓リハビリテーションシステム『リモハブ』	谷口達典	株式会社リモハブ
集中治療専門医集団による病院向け遠隔集中治療支援サービス（Tele-ICU）	中西智之	株式会社T-ICU
人生百年時代を拓く“脳機能維持”のための未病ソリューション	長谷川清	株式会社NeU
調剤薬局の薬剤師向け服薬指導支援ツール『Musubi』	中尾豊	株式会社カケハシ

ジャパン・ヘルスケアビジネスコンテスト2019グランプリ：株式会社カケハシ

- 患者が年間８億回服薬指導を受けている日本において、あらゆる患者の生活習慣の重症化予防や残薬削減の支援をすべく、**服薬指導支援ツール「Musubi」**を自社開発。
- 薬剤師の**薬歴記入業務の効率化**に貢献し、全国的に導入が進む。
- 薬を受け取るだけではない、個々の患者に合った生活指導や疾患予防などのアドバイスを対面で行い、**患者の健康意識の向上**につなげる。

【服薬指導支援ツール「Musubi」】

【「Musubi」を使用した実際のアドバイスの様子】

【個々に最適な生活指導や疾患予防などの提案】

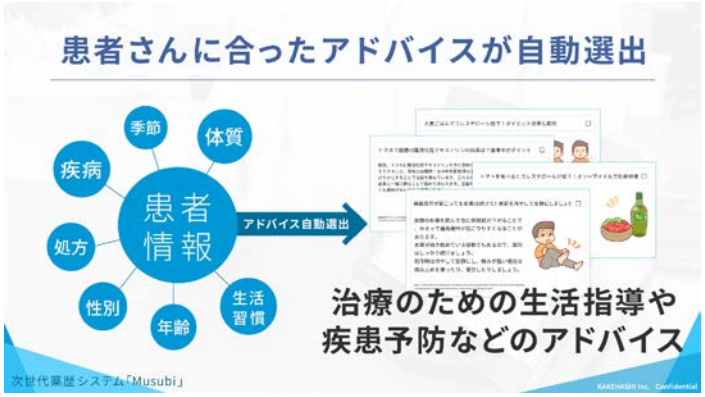

【当日のプレゼンテーションの様子】

“1st Well Aging Society Summit Asia-Japan” Event Overview

- 世界から有識者や大企業、スタートアップ企業、投資家、官公庁等が一堂に会し、超高齢社会に対応する世界の取組やソリューションの方向性について論議。
- 日本をフィールドに、優れたサービスが開発されていること、日本がサービス開発や研究開発のフィールドとして有用であることを発信。
- 世界の優れたイノベーション（シーズ）と日本のフィールド（ニーズ）とのマッチング機会を創出。

主催：経済産業省
共催：内閣官房 健康・医療戦略室／厚生労働省／ 国立研究開発法人 日本医療研究開発機構
協力：一般社団法人ライフサイエンス・イノベーション・ネットワーク・ジャパン（LINK-J）
　　一般社団法人日本次世代型先進高齢社会研究機構（Aging Japan）
場所：日本橋三井ホール、日本橋ライフサイエンスハブ

- 来場者総数：７７８名
- 登壇者総数：　６２名
- スタートアップ数：　１７社
- サポート団体数：　６６団体
- 連携イベント数：２０イベント

2019年10月に、「2nd Well Aging Society Summit Asia-Japan」を開催予定

「Healthcare Innovation Hub」（ワンストップ窓口相談）の設置

- ベンチャー企業に加えて、イノベーションを必要とする多様な団体から幅広く相談を受付。
- サポーター（メンター）を中心に、サポーター団体と連携し、国内外のネットワークを活用して支援。

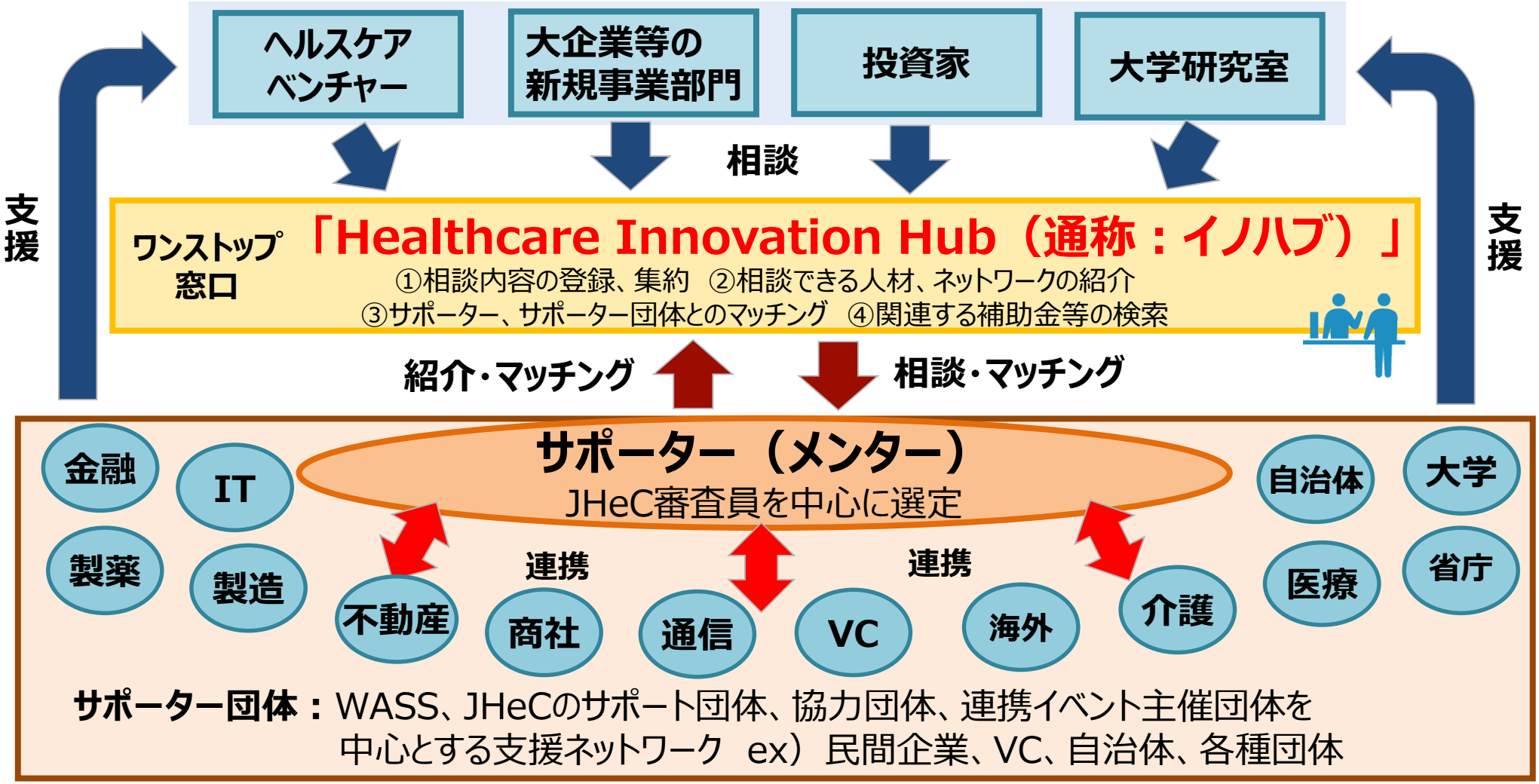

サポーター団体：WASS、JHeCのサポート団体、協力団体、連携イベント主催団体を中心とする支援ネットワーク　ex）民間企業、VC、自治体、各種団体

2019年3月にサポーター団体の募集・登録を開始、４月に窓口を立ち上げ予定。
３月までにサポーター（メンター）を選定。

ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）に関する取組の進捗状況

【新たな案件組成支援】

- 介護予防分野での新規案件の形成
  - 福岡県大牟田市（要支援・要介護改善）
    市内介護サービス提供施設における介護度進行の抑制をテーマに、平成３１年度から事業実施予定。
  - 徳島県美馬市（フレイル予防）
    プロスポーツクラブ（Ｊリーグクラブ）と連携したプログラムの実施により運動機能改善や運動習慣の定着を図り、介護費や医療費の適正化につながる事業を平成３１年度から実施予定。

経済産業省主催によるSIBセミナー等

- 地方自治体向けSIB勉強会（平成３０年１１月７日@大阪）
  主に自治体職員を対象に、SIBの導入に向けたノウハウを過去に案件形成を支援した事業者等から説明。
- SIBセミナー：介護予防分野等でのSIB活用の展望（平成３１年２月８日@東京）
  サービス提供者、自治体等SIBに関心がある方を対象に、これまでの事例から見たSIB導入の意義及びSIB事業化のポイントを紹介。

【参考】平成29年度から事業着手したSIB事業の進捗（神戸市・八王子市）

- 平成２８年度に案件形成を支援した神戸市及び八王子市において、平成２９年度から糖尿病性腎症重症化予防と大腸がん検診受診勧奨事業を実施。
- 両事業ともに**中間成果評価を行い、目標を上回る成果が確認**され、初回の成果連動型支払いを実行。

	兵庫県神戸市	東京都八王子市
実施期間	2017年7月～2020年3月	2017年5月～2019年8月
事業内容	食事療法等の保健指導を行い、対象者の生活習慣の改善を通じて、ステージの進行/人工透析への移行を予防する。	対象者の過去の検診・検査情報と人工知能を活用し、オーダーメイドの受診勧奨を行い、大腸がん早期発見者数を増やす。
サービス対象者	神戸市国保加入者のうち、 糖尿病性腎症者	八王子市国保加入者のうち、 前年度大腸がん検診未受診者
サービス提供者	保健指導事業者 （㈱DPPヘルスパートナーズ）	受診勧奨事業者 （㈱キャンサースキャン）
資金提供者	㈱三井住友銀行、(一財)社会的投資推進財団、個人投資家	㈱デジサーチアンドアドバタイジング、(一財)社会的投資推進財団（㈱みずほ銀行の資金拠出含む）
案件組成支援	公益財団法人日本財団	ケイスリー株式会社
中間成果指標及び達成状況	①保健指導プログラム修了率 **【目標値】８０％ 【実績】１００％** ②生活習慣改善率（食事、運動、セルフモニタリング、服薬） **【目標値】７５％ 【実績】９５％**	①大腸がん検診受診率 **【最大目標値】１９％ 【実績】２６.８％** ※2015年度実績値　９％

公的な研究開発プロジェクトの成果の民間を含めた活用（IoT等活用行動変容促進事業の例）

平成31年3月8日
第6回ヘルスケアIT
研究会配布資料

- IoT等活用行動変容促進事業、診療画像データ基盤構築事業等、多数のフィールドから健康・医療データを収集し、解析することを通じて製品やサービスの高度化を目指す研究開発プロジェクトが、AMED等を通じた公的なプロジェクトにおいても実施されている。
- 事業参加者の多大な労力で構築された成果が、民間を含めて継続的に活用されるためには、事業の性質に応じて様々な選択肢があると考えられるが、特にIoT等活用行動変容促進事業に関しては、利活用者に活用させつつデータのアップデートを行う「データベース運営主体」を新たに創設する方法が考え得る。当該事業で検討した内容は、今後別のプロジェクトにも応用可能と考えられる。
- その際、データアップデートや２次利用のルール等、様々な論点（次頁に一例を記載）を議論しなければならないが、各ステークホルダーで合意した内容については、事業実施者とデータベース運営主体との間で契約を締結することで明文化することとしてはどうか。

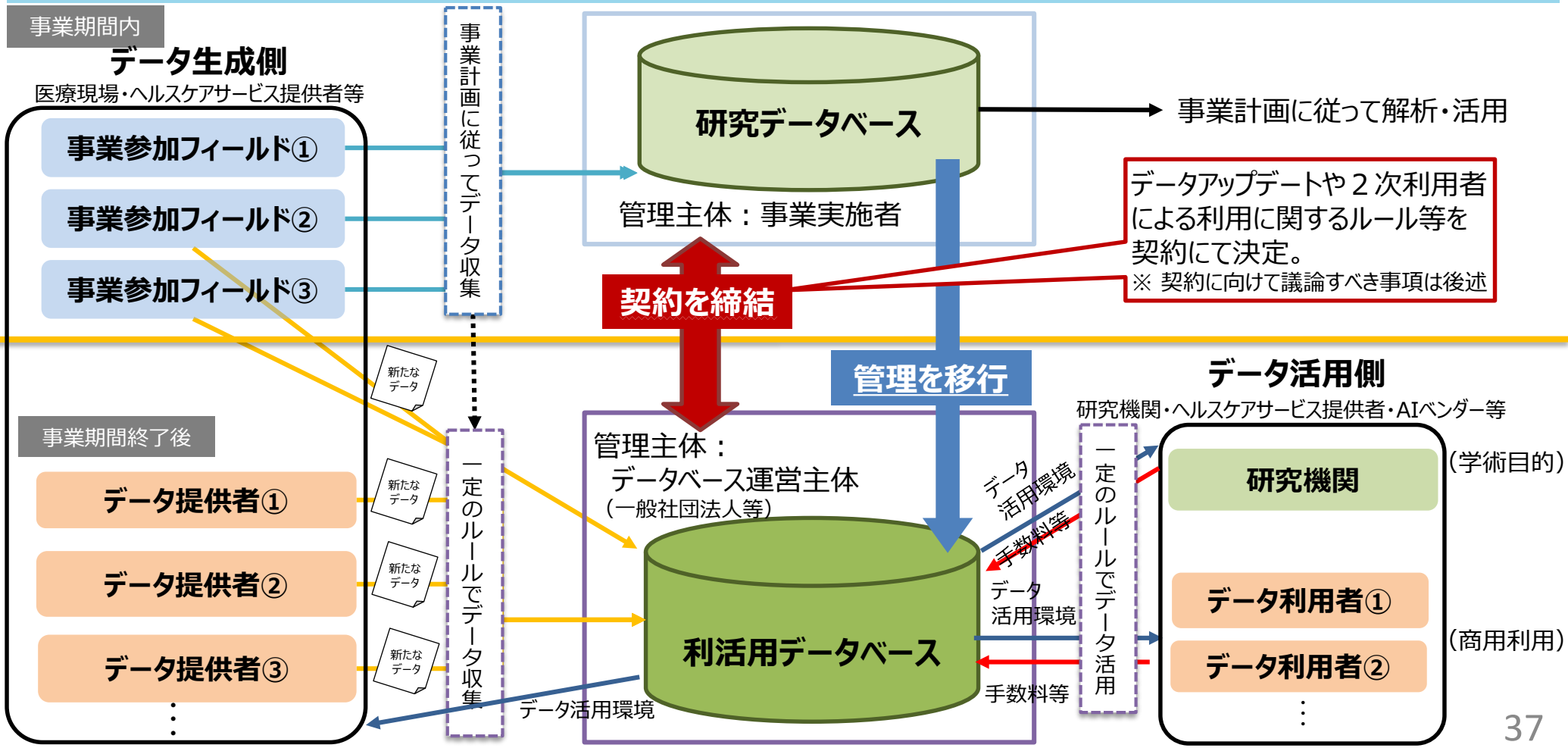

健康・医療情報の利活用に向けた民間投資の促進に関する研究会(ヘルスケアIT研究会)とりまとめ 概要(案)

平成31年3月8日
第6回ヘルスケアIT
研究会配布資料

背景

- 生活習慣病等の増加に伴い、個人の日常生活の重要性が高まり、**疾患の予防・進行抑制や疾患との共生**が求められ、発症前・治療後の日常生活データ活用によりアウトカム向上を目指す**パッケージ型ヘルスケアソリューション**創出の重要性が高まる。
- IoT、ビッグデータ等の技術革新により**新たなデータ項目の活用が可能に**なりつつあり、従来は医療現場において十分に活用されてこなかった新たなデータを含めてデータを活用することで患者の総合的な状況を把握することが重要である（IoBMT）。
- ヘルスケアITビジネスに対する**国内投資は拡大の余地**がある。 (米国は日本の100倍、欧州・中国は日本の15倍というデータも)

民間投資の活性化により、国内に豊富に存在する**健康・医療情報が、民間においても**安全かつ効率的に**活用され、医療の質を高めるイノベーションを実現**する

課　題

(1) 医療関係者と民間企業の協力促進

医療関係者と事業者の協力により、エビデンスに基づくサービス開発が求められるが、医療分野の特殊性により協力が進みづらい。

また、個人の健康・医療情報の活用に関して、リスクに対処することも重要だが、利活用のメリットを見据えて議論することが重要。

①医療関係者と民間企業の相互理解の促進

個人情報保護、セキュリティや倫理などの面で、医療分野特有の規範が存在するが、事業者がそれを体系的に理解する機会が乏しい。

医療関係者は、IT分野の知識に乏しいことが多く、協力するにあたり信頼できる事業者を見分けることが困難。

②健康・生活情報の活用に係る先駆的な先行事例の創出

健康・生活情報を活用することによる医療分野における付加価値が明らかになっておらず、医療関係者が協力のメリットを感じづらい。

③公的な研究開発プロジェクトの成果の民間を含めた活用

IoT等活用行動変容促進事業等、AMED等で実施されている研究開発プロジェクトの成果を民間でも活用できるような取組が必要。

(2) ヘルスケアIT分野への投資活性化

日本では、健康・医療分野のビジネスとその他のビジネスの独立性が比較的高く、健康・医療分野への投資に関する意思決定に有用な情報やネットワークを得る機会が乏しい。

具体的対応

i. 研修の場・認証制度の創出

健康・医療分野への参入を検討する事業者向けの倫理・規制等に係る研修の場や、事業者の信頼性を客観的に示す認証制度が民間において提供されるよう、求められる要件を示す。

ii. パッケージ型ヘルスケアソリューションの創出・実証事業の実施

既存の治療法と従来取得可能なデータ(日常生活データ等)とを組み合わせ、パッケージで提供するサービスのエビデンスの構築を支援する。

iii. 公的プロジェクトの成果の社会実装

AMED事業等で構築された成果が、民間を含めて活用可能とするための運用方法等について、IoT活用行動変容事業を例に検討。

iv. ネットワーキング支援

ベンチャー等のワンストップ窓口の設置（通称：イノハブ）や、国際イベントであるWell Aging Society Summit の開催を通じて、ヘルスケアビジネスのネットワーキングを支援。

※第6回健康・医療情報の利活用に向けた民間投資の促進に関する研究会(ヘルスケアIT研究会)の議論を踏まえて、修正中

事業化段階に応じた信頼性醸成のための課題と対応

- 事業・サービス企画段階、製品開発・高度化段階、普及・拡大段階それぞれのフェーズで、非医療機関が医療機関等からの信頼を醸成するための課題や対応策が異なるため、これに応じた施策を行うことが必要。

フェーズの移行

	事業・サービス企画段階	製品開発・高度化段階	普及・拡大段階
事業者のニーズ	健康・医療分野での事業を企画するにあたり、**最低限必要な知識を習得**したい。	**特定の医療関係者と密にコミュニケーション**をとり、協同してサービス開発・効果検証等を進めたい。	サービスの普及・拡大にあたり、**多数の個人・医療関係者に対して**、自社の信頼性を示したい。
課題	事業構想に**必要な知識が複雑化**しており、習得に時間がかかる。 事業者が**医療分野の倫理や規制**など、医療分野でのビジネスを構想し、開発に着手するために必要な知識を**体系的に学ぶ**機会に乏しい。	医療関係者と事業者の**倫理面**等の認識に差がある。	事業者が展開するサービス内容によっては、既存の認証制度では、対象事業者・取得基準等にギャップがあるケースがあり、信頼性を客観的に示しにくいことが生じる
施策方針	**研修の必要性**		**認証制度の創設**
施策目的	• 医療分野に携わるのに必要な基本原則に対する認識や知識の習得を促すための対応（研修等）が必要 • 医療分野に初めて関わる事業者等において、必要最低限の知識等を習得する研修環境を整備することで、医療関係者とのコミュニケーションを促進し、信頼性を向上		• 事業者が個人が管理する医療情報を取り扱うヘルスケアサービスなど、医療情報の取り扱いや業務範囲に応じ、求められる対策を講じていることを示すことが可能 • 医療機関等は、非医療機関等との協力関係を形成しやすくなる

※医療情報には、医療従事者が作成・記録した情報のほか、医療従事者の指示が記録された情報に基づき作成・記録された情報が含まれる

信頼関係の構築に向けた研修の必要性

- 医療機関等からの信頼性醸成に必要とされる研修の内容等については、以下を想定。研修は事業者が選択的に受講することを想定（事業に際し、研修を必修化するものではない）。ただし、受講を確認できるものを交付することが望ましい。
- スタートアップ企業や異業種からの参入企業が、健康・医療分野でビジネスを開始するにあたり、最低限知っておくべき知識を習得するレベルのものを想定

研修が含むべき内容

1．医療情報の特質

➢ **医療倫理**
- 研究倫理指針の概要
- ヘルシンキ宣言等の国際的な倫理指針

➢ **医療情報の取扱に係る追加的対応**
- 知識格差や同意取得における医療情報の特殊性
- 医療情安全管理ガイドライン（いわゆる３省３ガイドライン）等の、医療情報を取り扱う上で参照すべき規範

※ 医療情報を取り扱う非医療機関が参照すべき規範は、第５回研究会で御議論いただいた右表を参照のこと。ただし、事業者の医療情報の取得方法に応じて特に参照すべき規範が異なる。

2．各種法令等

➢ **健康・医療分野における規制の概要及びその趣旨**

例：医師法、医療法、医薬品医療機器等法※

※ 医療情報の取り扱いの有無にかかわらず、ヘルスケア分野で事業を実施する事業者が把握すべき法律等については、「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方(案)」（平成31年経済産業省ヘルスケア産業課。平成31年３月５日までパブリックコメントを募集。今後とりまとめが行われる。）で取りまとめられるので参照のこと。）

表：医療情報を取り扱う非医療機関が参照すべき規範 (第5回配付資料より)

	規範
個人情報保護法関係	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）
	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）
	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）
	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）
	医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス
	健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス
	国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス
情報システム関係	医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5版
	医療情報を受託管理する情報処理事業者向けガイドライン第2版
	クラウドサービス事業者が医療情報を取り扱う際の安全管理ガイドライン　第1版
	オンライン診療の適切な実施に関する指針
倫理指針	人間を対象とする医学研究の倫理的原則(ヘルシンキ宣言)
	人を対象とする医学系研究に関する倫理指針

ヘルスケア産業に係る多様な産業の交流の場へのニーズについて

ヘルスケア産業に係る多様な産業の交流の場へのニーズ調査

- 次世代ヘルスケア産業協議会（第７回、平成３０年４月）において、「様々な業界がヘルスケア分野に舵を切りつつある中、こうした産業が交流できる場」の必要性についてのご意見があった。
- これを踏まえ、ヘルスケアに関連する産業団体等が分野横断的に交流できる場に対するニーズや期待についての調査を実施。
- 調査の結果、情報発信・社会的認知の向上、健康関連データの利活用促進、産業間連携による商品・サービスの品質向上等の観点で「交流の場」の役割に期待するといったご意見があった。
- こうした交流の場の設立に向けては、本調査で把握したニーズや期待、諸課題を踏まえつつ、民間主導での取り組みに期待したい。

ヘルスケア産業に係る多様な産業の交流の場へのニーズ調査（概要）

多様な産業の交流の場への期待（主なご意見）

■ 情報発信・社会的認知向上に関する期待
- ◆ 産業横断的な情報発信に意義
- ◆ 多業種連携による政策提言力の向上に期待
- ◆ 多業種連携による健康産業としての認知向上に期待

■ データの活用可能性向上に関する期待
- ◆ 健保組合、企業などが保有するデータを統合分析することで新たな知見が得られる可能性に期待
- ◆ 機微なデータに関する取扱いは、周辺業界を含め横断的にルールを決めることで利活用しやすくなることを期待

■ 産業間連携・品質向上に関する期待
- ◆ 個社・各業界が個別で取り組むには限界あり、連携・協働が促進されることに期待
- ◆ 社会環境の変化に対応した商品・サービスの開発に向け、他業種・他業界との連携など、新たな取り組みが欠かせない
- ◆ 自社のサービスを高度化する上で、「産業間交流の場」における理念と知見・課題の共有は有意義

交流の場の設立に向けた指摘（主なご意見）

- ■ 類似趣旨の組織体等との差別化、メリットの提示を進めて欲しい
- ■ 「産業間交流の場」に参加することのメリット（得られる情報など）／コスト／義務を明確化していって欲しい
- ■ 企業や業界によってマーケットもビジネスモデルも異なるため、共通課題や目的を絞り込む等の検討を進めて欲しい

交流の場での検討テーマニーズ（主なご意見）

■ 健康関連データの活用促進	■ 健康経営の都市モデル構築
■ 健康経営の推進	■ 子どもや学生向けの健康教育／健康リテラシーの向上
■ 健康関連商品・サービスに係るエビデンス構築	■ 介護予防・認知機能低下予防／要介護危険度のベンチマーク化

※「交流の場」に関する産業界のニーズ把握を目的にヘルスケアに関心もしくは関連する企業・産業団体ヒアリング調査を実施（H30.12～H31.3）

【参考】民間主導のヘルスケア関連サービスの発展に向けて

- 生涯現役社会の実現には、国民皆保険制度に加え、「予防」や「生活支援」に関する民間サービス（公的保険外サービス）の適正な発展が不可欠であるため、次世代ヘルスケア産業議会の下において、公的保険外サービスの品質確保と普及、保険内サービスと保険外サービスの適切な連携について、関係省庁や医療関係者、事業者などによる検討を進めているところ。
- これに加え、保険外サービスの多様性やイノベーションの重要性に鑑みれば、その品質確保や連携についての民間主導の取り組みの強化が重要。これまで、様々な分野において、様々な民間団体等が取り組みを進めているが、こうした取組を束ね、より大きな民間主導の流れを実現する取組として、民間の主導による産業間交流の場の設置を期待。

産業間交流の場に対して期待する活動内容（例）

- ヘルスケアサービスの品質確保と普及（業界自主ガイドライン等の策定）
- ヘルスケアサービスの利活用に関する国民理解の促進
- ヘルスケアサービスと公的保険の連携促進
- 各産業界における健康経営／健康投資の促進
- 健康関連データの標準化及び利用促進
- 我が国のヘルスケアサービスの国際展開の促進

関係省庁の取組状況

介護保険外サービスの推進について

厚生労働省老健局提出資料

- 平成30年度においては、保険外サービスの更なる普及促進を進める観点から、介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取り扱いを明確化する通知を発出。
- 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において、保険外サービスの活用について周知。
- 通知に対する都道府県及び保険者、事業者の対応の状況を把握するため、調査を実施中。

アクションプラン2018（抜粋）

（５）「情報の壁」を超えるためのアクション

①　地域関係者への公的保険外サービスに係る情報提供による活用促進

Ⅰ．地域の高齢者の多様なニーズを満たす健康・生活支援等サービスの普及・促進

地域資源を活用した地域包括ケアシステムの構築を促進するため、利用者、保険者、ケアマネジャー等がアクセスしやすい環境の整備に関する取組を推進する等、保険外サービスの更なる普及促進を図る。

● 宿泊型新保健指導プログラムについて、「標準的な健診・保健指導プログラム」（平成30年度版）へ掲載し、都道府県等へ周知

【目的】

健康寿命延伸のため、特定保健指導などにより生活習慣病の予防に取り組んでいるが、多くの国民が生活習慣病予防に取り組むために、さらに効果的かつ実現可能性の高い保健指導プログラムの開発が必要。

厚生労働科学研究及び国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）委託研究により、「生活習慣病予防のための宿泊を伴う効果的な保健指導プログラムの開発に関する研究」を実施。

【スケジュール】

平成26年度　保健指導プログラム案の検討（厚生労働科学研究）

平成27年度　研究成果を踏まえた試行事業

平成28年度　プログラムの効果検証等（AMEDによる研究）

【成果】

- 平成30年度に第三期特定健康診査等実施計画が開始されることを踏まえ、平成28年度から「特定健康診査・特定保健指導の在り方に関する検討会」において特定健診・保健指導の項目や実施方法等が検討された。
- 体験学習や相談機会の増加、グループダイナミクスの相乗効果等を特徴とする「宿泊型新保健指導（スマート・ライフ・ステイ）は、当該検討会において議論された結果、従来の保健指導では十分に効果が得られなかった者等に対する保健指導の新たな方法の１つとして、「標準的な健診・保健指導プログラム」（平成30年度版）に掲載した。

機能性農産物等の食による健康都市づくり支援事業

農林水産省提出資料

- 平成28~30年度予算事業により、機能性農産物等を利用して健康都市づくりを目指す地域協議会を支援。
- 機能性農産物等が地域で流通・消費されやすい環境づくりを支援することにより、生産拡大及び地域の健康課題の解決に資するものとすることを目的として取組を推進。
- 平成31年3月末現在、本事業に取り組んだ7協議会のうち3協議会が、機能性表示食品を届出又は届出予定。
- 生産現場での機能性表示食品の届出手続き等を支援できる専門家を育成するため、平成30年度に指導員養成講座を開催し、受講者89名を「機能性表示食品届出指導員」として（公財）食品等流通合理化促進機構のホームページに掲載。
  今後、これらの情報や、事業を通じて把握できた課題、先進事例等を農林水産省としても発信し、機能性農産物等に取り組む地域の活動を後押し。

地域協議会による機能性農産物を活用したメニュー開発、広報・普及活動、健康・食事調査等を実施

機能性表示食品の届出を行った又は行う予定の協議会

協　議　会（農産物（機能性関与成分））	機能性表示食品届出
岩手の食材で毎日CUISINE　MINCEUR（寒じめほうれんそう（ルテイン））	寒じめほうれんそう（11月届出、3月再届出予定）
機能性農産物活用促進協議会（高アミロース米（アミロース））	越のかおり（届出予定）
ひょうご健康都市推進協議会（黒大豆（イソフラボン））	煎り黒大豆（届出済み） 黒大豆ほか６件（届出予定）

煎り黒大豆

寒じめほうれんそう

越のかおり

ヘルスツーリズムの創出・活用促進に向けた観光庁の取組

観光庁提出資料

● 地域資源やスポーツを活用したヘルスツーリズムに係る受入環境整備やマーケティング調査、プロモーション活動、実施地域拡大等に取り組む団体に対する支援を実施。

「テーマ別観光による地方誘客事業」（※）によるヘルスツーリズムの取組

（※）国内外の観光客が全国各地を訪れる動機を与えるため、ある一つの観光資源に魅せられて日本各地を訪れる「テーマ別観光」のモデルケースの形成を促進し、地方誘客を図るもの

サイクルツーリズム（平成29年度～）

「サイクリング・自転車」と「観光・旅行」を組み合わせたものであり、自転車に乗りながら、地域の自然や地元の人々、食事や温泉といったあらゆる観光資源を五感で感じ、楽しむことを目的としたツーリズム

【今年度の主な取組】

・サイクルツーリズムの市場規模やサイクリストの特性、全国の実態等を明らかにすることで効果的なサイクルツーリズムの施策立案に繋げるため、国内サイクリストや全国の自治体に対する調査を実施。

・引き続き新たなサイクルガイドを養成した他、平成29年度に育成したガイドには実践の場を提供し、実際にガイドする経験を増やすなど、ガイドの精度を高める人材育成の取組を実施。

・平成29年度のモニターツアーの結果を元に、外国人に向けたサイクルイベントの参加を含めたツアーを実施。

全国ご当地マラソンツーリズム（平成29年度～）

全国各地で開催されている観光要素も含んだマラソン大会への参加を促すことで、競技としてだけではなくその地を自分の足で巡ることにより新たな魅力に気づいてもらう、スポーツツーリズムの一種

【今年度の主な取組】

・3大会で外国人専用のエントリーサイトを開設し、当該大会で新規外国人ランナー99名が参加。

・外国人に対し、参加を決めた理由、同伴者の有無や来日回数、日本でのマラソン参加回数などのアンケート調査を実施。

・全国のご当地マラソン関係者向けにシンポジウムを開催し、成功事例やノウハウを共有。

ONSEN・ガストロノミーツーリズム（平成30年度～）

日本の温泉地を拠点にして、「食」「自然」「歴史・文化」等の地域資源をウォーキング等により体感するツーリズム

【今年度の主な取組】

・効果的な誘客やPR方法を検討するためのWEBマーケティング調査の実施。

・インバウンド獲得のためのアンケート調査やONSEN・ガストロノミーウォーキングイベントの英語版申込サイトを10月に開設。

・ONSEN・ガストロノミーツーリズムに対する認知度や理解度を深めるため、全国3箇所で地元向けのシンポジウムを開催。

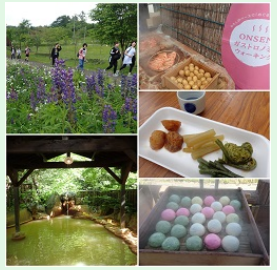

「スポーツ」×「健康」による新たなヘルスケア産業の創出

スポーツ庁提出資料

- 官民が連携・協働して、スポーツツーリズムの需要拡大・定着化を目指す、「スポーツツーリズム・ムーブメント創出事業」を実施。
- 通勤時間や休憩時間等を活用して「歩く」ことを促進する「FUN+WALK PROJECT」を推進。

【スポーツツーリズム・ムーブメント創出事業】

○スポーツツーリズム需要拡大のための官民連携協議会

旅行、運輸、スポーツ用品、アウトドア、流通等、スポーツツーリズム関連企業14社とともに、「スポーツツーリズム需要拡大のための官民連携協議会」を開催。協議会の議論及びプロモーションの結果に基づき、今後の推進の指針とする「スポーツツーリズムの推進に向けたアクションプログラム2019」を策定。

○アウトドアスポーツツーリズム及び武道ツーリズムのプロモーション

両ツーリズムのプロモーション動画を作成し、平成30年12月からYoutube及びFacebookで配信を開始。配信後2月余で再生回数は560万回を超え、国内外から多くの反響を呼んでいる。

○スポーツ文化ツーリズムの推進

各地域のスポーツと文化芸術資源を結び付けて、新たに生まれる地域・日本ブランドを確立・発信し、国内外からの観光客の増加や国内観光の活性化を図り、日本及び地域経済の活性化を目指すこととしている。平成30年度は、優れた取組と今後有望な取組の発掘のため、「マイスター部門」、「チャレンジ部門」の２部門で募集し5件を決定、1/24開催「第3回スポーツ文化ツーリズムシンポジウム」において表彰した。

←【2018年9月28日】「第1回スポーツツーリズム需要拡大のための官民連携協議会」

【2019年1月24日】→「第3回スポーツ文化ツーリズムシンポジウム」

【FUN＋WALK PROJECT】

○普段の生活から気軽に取り入れることのできる「歩く」に着目し、「歩く」に「楽しい」を組み合わせることで、自然と「歩く」習慣が身につくようなプロジェクト。

○昨年度に引き続き、ビジネスパーソン向けのシンボリックな活動として**「歩きやすい服装」（FUN+WALK STYLE）**での通勤を推進。通勤時間や休憩時間等の隙間時間を活用したスポーツのきっかけづくりを図った。

○10月と3月を**「FUN+WALK 月間」**として設定し、機運醸成の強化期間とした。

（「アンバサダー」の任命（10月）／ロゴマークなどで売場を創出
8,000歩あるくことで、お得なクーポンやサービスの提供
プレミアムフライデーとの連携企画として、プレミアムFUN+WALKフライデーウォーキングを実施（10月））

プレミアムFUN+WALKフライデーウォーキング（2018年10月23日（金））

○地方自治体においても企業や住民に向けて「歩く」ことを促進する取組が広がっている。

○1月には厚労省、経産省との連携により、**「FUN+HEALTH FESTA」**を開催。

■地方自治体における「歩く」ことを促進する取組

・福井県「スニーカービズ」

・長野県松本市「歩こうBIZ & Cycle BIZ」

（出典：FUN+WALK PROJECT 取組事例より編集）

■FUN+HEALTH FESTA

2019年1月25・26日
イオンモール広島府中にて

モール内のウォーキングコースを元広島カープの天谷さん、厚生労働省中村女性の健康推進室長とともに安達健康スポーツ課長がウォーキングを行った。

参考資料

【参考】大阪・関西万博について

１．テーマ・サブテーマ・コンセプト

テーマ　：**いのち輝く未来社会のデザイン**
“Designing Future Society for Our Lives”
サブテーマ：多様で心身ともに健康な生き方
持続可能な社会・経済システム
真の豊かさを感じられる生き方、それを可能にする**経済・社会の未来像**を参加者で共に創る。
コンセプト：未来社会の実験場 **“People’s Living Lab“**

２．基本事項

①開催場所
夢洲（ゆめしま）（大阪市臨海部）
②開催期間
2025年
5/3～11/3(185日間
③入場者(想定)
約2,800万人
④会場建設費(想定)
約1,250億円

⑤経済波及効果（試算値）
2.0兆円（建設費約0.4兆円　運営費約0.5兆円　消費支出約1.1兆円）
万博開幕までに行われる周辺インフラ整備及びその２次波及効果を含めれば約5.8兆円

名称

◆日本語（正式）：２０２５年日本国際博覧会
同　（略称）：大阪・関西万博

◆ 英　語：EXPO2025,OSAKA,KANSAI,JAPAN

主なスケジュール

【2018年】
12月21日　：国際博覧会担当大臣の任命
関係閣僚会議の設置及び開催
【2019年】
1月25日　：大阪・関西万博具体化検討会開催
1月30日　：博覧会協会の設立総会
2月８日　：万博特措法案の閣議決定
年内　：登録申請書のBIEへの提出（目標）

2020年6月：BIE総会（登録申請書の承認（目標）
→　参加招請の開始）
10月～2021年４月：ドバイ万博
（参加招請の実施）
2025年5月~11月　：大阪・関西万博開催